平 成 30 年　第 2 回

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

定　例　会　会　議　録

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

平成30年第２回

茨城県後期高齢者医療広域連合議会　定例会会議録

目　　次

招集告示 …… 1

議員出席表 …… 2

説明員出席者 …… 3

議会事務局職員出席者 …… 3

提出議案一覧 …… 4

◎　議事日程（８月17日） …… 5

開会宣告 …… 7

諸般の報告 …… 7

日程第１　議席の指定について …… 9

日程第２　会議録署名議員の指名について …… 9

日程第３　会期の決定について …… 9

広域連合長の挨拶 …… 10

日程第４　議長の選挙について …… 11

日程第５　議案第11号から議案第13号及び認定第１号

上程及び提案理由説明 …… 12

日程第６　上程議案等に対する質疑及び一般質問 …… 13

１　古川よし枝君　質疑及び一般質問 …… 14

日程第７　上程議案に対する討論及び表決 …… 24

１　古川よし枝君　討論 …… 25

２　表決 …… 26

日程第８　議案第14号　茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意

を求めることについて …… 27

日程第９　上程議案に対する質疑及び一般質問

［議案第14号］ …… 28

日程第10　上程議案に対する討論及び表決

［議案第14号］ …… 28

日程第11　閉会中所管事務調査について …… 29

追加日程
日程第１　報告第２号　専決処分の報告及び承認を求めることについて（茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定）…… 30
日程第２　報告に対する質疑及び一般質問
［報告第２号］　…… 31
日程第３　報告に対する討論及び表決
［報告第２号］　…… 32
閉会宣告　…… 32
会議録署名　…… 33
参考資料　議案等審議結果一覧表　…… 35
議案等質疑通告一覧表　…… 36
上程議案等　…… 39

平成 30 年　第 2 回

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

定　例　会　会　議　録

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

㊨

茨城県後期高齢者医療広域連合告示第 20 号

平成 30 年第２回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を下記のとおり招集する。

平成 30 年７月 30 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長　　豊　田　　稔

記

１　日　時　　平成 30 年８月 17 日　午後２時

２　場　所　　水戸市中央１丁目４番１号　水戸市議会臨時庁舎

以　上

議　員　出　席　表

平成30年第２回定例会

議席番号	議員の氏名	第１日 8月17日
1	田　口　米　蔵	○
2	飛　田　謙　一	／
3	海老原　一　郎	○
4	並　木　　寛	○
5	岡　野　孝　男	○
6	中　田　松　雄	○
7	寺　田　寿　夫	○
8	須　藤　豊　次	○
9	遠　藤　正　信	○
10	／	／
11	大　森　要　二	○
12	今　井　路　江	○
13	菅　井　　信	○
14	染　谷　和　博	○
15	市　川　圭　一	／
16	塩　田　　尚	○
17	深　谷　寿　一	○
18	根　崎　　彰	○
19	飯　島　康　弘	○
20	市　川　和　代	○
21	掛　札　行　雄	○
22	筒　井　かよ子	○

議席番号	議員の氏名	第１日 8月17日
23	金　澤　良　司	○
24	風　見　好　文	○
25	高　野　貴世志	／
26	小松﨑　　誠	／
27	飯　島　重　男	○
28	小野田　トシ子	○
29	大　原　功　坪	○
30	入　江　　晃	○
31	古　川　よし枝	○
32	市　村　文　男	／
33	福　田　　茂	○
34	今　村　和　章	○
35	薗　部　　一	○
36	越　智　辰　哉	○
37	大　森　勝　夫	○
38	山　崎　幸　子	○
39	久保谷　　実	○
40	諸　岡　周　示	○
41	大久保　　武	／
42	樋　下　周一郎	○
43	飯　田　　進	○
44	五十嵐　辰　雄	○

説　明　員　出　席　者（地方自治法121条第１項）

広　域　連　合　長	豊　田　　稔（北茨城市長）
副　広　域　連　合　長	小　谷　隆　亮（大洗町長）
事　務　局　長	松　本　敏　明
監　査　委　員	小　沼　　均
事務局次長兼事業課長	
兼会計管理者兼会計室長	鈴　木　泰　浩
総　務　企　画　課　長	石　川　真由美

議 会 事 務 局 職 員 出 席 者

議　会　事　務　局　長	山　口　恵　一
書　　記	池　田　直　樹

提　出　議　案　一　覧

議案第11号　平成30年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第１号）

議案第12号　平成30年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

議案第13号　訴えの提起について

議案第14号　茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて

認定第１号　平成29年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

報告第２号　専決処分の報告及び承認を求めることについて（茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定）

議　事　日　程

８　月　１７　日

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

平　成　30　年　第　2　回

茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議　　事　　日　　程

平成30年８月17日（金）

午後２時開議

開会宣言

諸般の報告

日程第１　議席の指定について

日程第２　会議録署名議員の指名について

日程第３　会期の決定について

広域連合長の挨拶

日程第４　議長の選挙について

日程第５　議案第11号　平成30年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第１号）

議案第12号　平成30年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

認定第１号　平成29年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第13号　訴えの提起について

日程第６　上程議案等に対する質疑及び一般質問

【議案第11号から議案第13号及び認定第１号まで】

日程第７　上程議案等に対する討論及び表決

【議案第11号から議案第13号及び認定第１号まで】

日程第８　議案第14号　茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて

日程第９　上程議案に対する質疑及び一般質問

【議案第14号】

日程第10　上程議案に対する討論及び表決

【議案第14号】

日程第11　閉会中所管事務調査について

追加日程

日程第１　　報告第２号　専決処分の報告及び承認を求めることについて（茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定）

日程第２　　報告に対する質疑及び一般質問

【報告第２号】

日程第３　　報告に対する討論及び表決

【報告第２号】

閉会宣言

午後２時

開会宣告

○**副議長**（今村和章君）　皆さん、こんにちは。

副議長の今村和章でございます。議長が欠員となっておりますので、地方自治法第106 条第１項の規定により議長の職務を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは御報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は36名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成 30 年第２回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

――

諸般の報告

○**副議長**（今村和章君）　この際、諸般の報告をいたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますとおりですので、御了承願います。

地方自治法第121条第１項の規定により、説明のため、本定例会の会議の出席を求めた者の職、氏名はお手元に配付してあります説明員出席者のとおりでありますので、御了承願います。

次に、議員の異動について御報告申し上げます。

つくばみらい市議会選出の染谷礼子議員、那珂市議会選出の古川洋一議員から、一身上の都合により辞職したい旨の願いが出されましたため、議長においてこれを許可いたしました。

また、城里町議会選出の杉山清議員が選出元市町村において任期満了となりましたことを御報告申し上げます。

また、東海村議会選出の岡崎悟議員、阿見町議会選出の川畑秀慈議員、大子町選出の鈴木陸郎議員から、一身上の都合により辞職したい旨の願いが出されたため、議長においてこれを許可いたしました。

そして、水戸市議会選出の村田進洋議員から、一身上の都合により辞職したい旨の願いが出されたため、副議長においてこれを許可いたしました。

最後に、常陸太田市議会選出の川又照雄議員、常陸大宮市議会選出の秋山信夫議員

が、選出元市町村において任期満了となりましたことを御報告をいたします。

これにより、各選出元市町村において広域連合議会議員補欠選挙が執り行われ、平成 30 年２月 28 日、つくばみらい市議会の古川よし枝議員、平成 30 年３月５日に那珂市議会の筒井かよ子議員、平成 30 年３月 23 日に城里町議会の薗部一議員、平成 30 年３月 27 日に東海村議会の越智辰哉議員、平成 30 年４月６日に阿見町議会の久保谷実議員、平成 30 年６月 14 日に大子町議会の大森勝夫議員、平成 30 年６月 19 日に水戸市議会の田口米蔵議員が、平成 30 年８月９日に常陸大宮市議会の掛札行雄議員が当選されましたことを御報告申し上げます。

なお、常陸太田市議会選出の議員につきましては、本日までに広域連合議会議員補欠選挙が執り行われていないため欠員となります。

それでは、当選された方々から御挨拶をいただきます。

初めに、古川よし枝議員から御挨拶をお願いします。

前のほうにどうぞ。

○**３１番**（古川よし枝君）　つくばみらい市から選出されました議員の古川よし枝です。どうぞよろしくお願いいたします。　［拍手］

○**副議長**（今村和章君）　ありがとうございました。

続きまして、筒井かよ子議員から御挨拶をお願いいたします。

○**２２番**（筒井かよ子君）　那珂市議会選出の筒井かよ子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。　［拍手］

○**副議長**（今村和章君）　ありがとうございました。

続きまして、薗部一議員から御挨拶をお願いいたします。

○**３５番**（薗部一君）　城里町から選出されました薗部でございます。どうぞよろしくお願いします。　［拍手］

○**副議長**（今村和章君）　ありがとうございました。

続きまして、越智辰哉議員から御挨拶をお願いいたします。

○**３６番**（越智辰哉君）　東海村議会選出の越智辰哉と申します。どうぞよろしくお願いします。　［拍手］

○**副議長**（今村和章君）　ありがとうございました。

続きまして、久保谷実議員から御挨拶をお願いいたします。

○**３９番**（久保谷実君）　こんにちは。

阿見町議会選出の久保谷実です。よろしくお願いいたします。　［拍手］

○**副議長**（今村和章君）　ありがとうございました。

続きまして、大森勝夫議員から御挨拶をお願いいたします。

○**３７番**（大森勝夫君）　大子町選出の大森勝夫です。どうぞよろしくお願いいたします。　［拍手］

○**副議長**（今村和章君）　ありがとうございました。

続きまして、田口米蔵議員から御挨拶をお願いします。

○**１番**（田口米蔵君）　水戸市議会選出の田口米蔵でございます。どうぞよろしくお願いいたします。　［拍手］

○**副議長**（今村和章君）　ありがとうございました。

最後に、掛札行雄議員から御挨拶をお願いします。

○**２１番**（掛札行雄君）　常陸大宮市議会選出の掛札行雄です。どうぞよろしくお願いします。　［拍手］

○**副議長**（今村和章君）　ありがとうございました。

――

日程第１　議席の指定について

○**副議長**（今村和章君）　それでは進行させていただきます。

日程第１、議席の指定を行います。

このたび当選されました議員の議席を、会議規則第４条第１項の規定により、ただいま着席のとおり指定いたします。よろしくお願いいたします。

――

日程第２　会議録署名議員の指名について

○**副議長**（今村和章君）　日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、８番須藤豊次議員、９番遠藤正信議員、以上２名を指名いたします。

――

日程第３　会期の決定について

○**副議長**（今村和章君）　日程第３、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日１日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**副議長**（今村和章君）　御異議なしと認めます。よって、会期は本日１日と決しました。

――

広域連合長の挨拶

○**副議長**（今村和章君）　この際、広域連合長から発言を求められておりますので、これを許します。

広域連合長豊田稔君。

〔広域連合長　豊田稔君　登壇〕

○**広域連合長**（豊田稔君）　平成 30 年第２回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し述べます。

議員の皆様におかれましては、本日は大変御多用中のところ御出席をいただきましてありがとうございます。

また、日ごろから後期高齢者医療制度の円滑な運営に御協力をいただいておりますことに深く感謝を申し上げる次第でございます。

さて、皆様御承知のとおり、高齢化の進展により、今後も被保険者が増加することが見込まれ、それに伴いまして医療費も増加していくことになると予想されます。

そうした状況の中で、私ども広域連合といたしましては、保健事業や医療費適正化対策に向けた取り組みのさらなる強化に努め、40 万人に達している被保険者の皆様が、これからも安心して医療を受けられるよう、国、県、市町村と緊密に連携をし、最大限の力を注いで制度を運営してまいる所存でございます。

今後とも、議員各位の皆様方の深い御理解、御支援を賜りたく、重ねてお願い申し上げます。

本日は、平成 30 年度補正予算案及び平成 29 年度決算の認定等について御審議をいただくことになっておりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

○**副議長**（今村和章君）　ありがとうございました。

――

日程第４　議長の選挙について

○**副議長**（今村和章君）　日程第４、議長の選挙を議題といたします。

選挙の方法といたしましては、地方自治法第 118 条第２項の規定により、指名推選の方法によりたいと存じます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**副議長**（今村和章君）　御異議なしと認めます。それでは、指名推選の方法により、私から指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**副議長**（今村和章君）　それでは、指名いたします。

議長として、田口米蔵議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名のありました田口米蔵議員を議長の当選人に定めること御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**副議長**（今村和章君）　御異議なしと認め、田口米蔵議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選された田口米蔵議員が議場におられますので、本席から、広域連合議会会議規則第 32 条第２項の規定により当選を告知いたします。

それでは、田口米蔵議長から御挨拶をお願いいたします。

○**議長**（田口米蔵君）　ただいま御選任を賜りました水戸市議会議長の田口米蔵でございます。

微力ではございますが、全身全霊で本議長職に当たりたいと思っております。皆様方の御指導、御協力を心からお願いを申し上げて、就任の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。　［拍手］

○**副議長**（今村和章君）　ありがとうございました。

ただいま議長が選出されたことにより、議長の職務を田口米蔵議員にお譲りいたします。

本日出席いただきました議員の皆様におかれましては、円滑な議事進行に御協力をいただきまして、まことにありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

本席を議長と交換いたします。それでは、田口議長、議長席におつきをお願いします。

〔副議長　今村和章君　退席、議長　田口米蔵君　着席〕

――

日程第５　議案第 11 号　平成 30 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第１号）

議案第 12 号　平成 30 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

認定第　１号　平成 29 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 13 号　訴えの提起について

○**議長**（田口米蔵君）　それでは日程第５、議案第 11 号から議案第 13 号及び認定第１号、以上４件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長**（田口米蔵君）　御異議なしと認めます。よって、議案第 11 号から議案第 13 号及び認定第１号、以上４件を一括議題とすることに決しました。

それでは、ただいまの４件について、提出者から提案理由の説明を求めます。

広域連合長豊田稔君。

〔広域連合長　豊田稔君　登壇〕

○**広域連合長**（豊田稔君）　平成 30 年第２回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例

会に当たり、議案第 11 号から議案第 13 号及び認定第１号の提案理由の説明を申し述べます。

議案第 11 号、平成 30 年度一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,358 万 9,000 円を減額するものでございます。

議案第 12 号、平成 30 年度特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 57 億 2,957 万 6,000 円を追加するものでございます。

議案第 11 号、12 号でございますが、国、県、市町村の負担金等の精算に伴う追加交付や返還によるものでございます。

次に、認定第１号、平成 29 年度一般会計及び特別会計の決算につきましては、地方自治法の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

一般会計の決算につきましては、歳入総額９億 759 万 628 円、歳出総額９億 219 万 6,603 円で、差引残高は 539 万 4,025 円となっております。

特別会計の決算につきましては、歳入総額 3,250 億 8,335 万 4,089 円、歳出総額 3,199 億 2,221 万 5,256 円で、差引残額は 51 億 6,113 万 8,833 円となっております。

議案第 13 号、訴えの提起につきましては、第三者行為による損害賠償金を請求する相手方に対し訴えの提起をすることについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議の上、原案に御賛同賜りますよう、衷心よりお願いを申し述べます。

○**議長**（田口米蔵君）　以上で提案理由の説明は終了いたしました。

日程第６　上程議案等に対する質疑及び一般質問

○**議長**（田口米蔵君）　日程第６、上程議案等に対する質疑及び一般質問を行います。

あらかじめ発言通告がありました発言者に申し上げます。

発言者の発言時間は 15 分以内といたします。

それでは、質問を許します。

３１番古川よし枝君。

〔３１番　古川よし枝君　登壇〕

○**３１番**（古川よし枝君）　３１番古川よし枝です。質疑と一般質問を行います。

通告どおりですけれども、質疑で、一つは、平成 29 年度における保険料軽減特別措置の縮小により保険料が増額となった対象者の数と金額はどうなのか。

二つ目は、平成 29 年度の保健事業で健康診査受診率の平均は 20.67％と年々上昇していますけれども、全国の平均値には届いていません。受診率が最も低いところでは 9.96％から最高では 38.9％と、市町村によって格差が出ています。市町村の取り組みに特徴的なことがあるのか。また、歯科健診についても、平均は 10.84％ですけれども、２％台の市町村もあるけれども、この点についてもどう見ているのか、伺います。

三つ目として、業務委託による重複・頻回受診者訪問指導は 29 年度は 528 件、775 万円を支出していますけれども、必要な医療を抑制することにならないかと懸念をしています。この医療費適正化事業の評価をどう見ているのか、どのぐらいの医療費削減を見ているのか。

４点目です。人間ドック等の健診は 36 市町村で実施しています。平成 29 年度の助成金は 9,419 万 7,000 円ですが、国からの補助率はどうなのか。

五つ目です。国、県、広域連合が拠出している財政安定化基金に平成 29 年度は 8,134 万 5,739 円を拠出し、基金残高は約 35 億円となるようですけれども、この基金は保険料増額抑制のために使えるのかどうか伺います。

続いて一般質問に入ります。

１項目は、健康診査以外の追加検査についてです。

県内 42 市町村は、連合が規定をしている健康診査以外の追加健診として貧血、心電図、眼底、クレアチニン検査を行っています。そのうち 13 市町村は公費で行っていますけれども、29 市町村は自己負担で行って、自己負担額は 500 円から 2,150 円と差があります。最近、財政上を理由に値上げを考えている自治体もあるようです。市町村への財政的支援が必要ではないか、また市町村が行っている人間ドックの検診についても、全ての市町村で行われるよう連合の指導を求めたいと思います。これについてお答えをお願いします。

２問目ですが、保険料軽減特例措置の廃止等について伺います。

制度導入から低所得者の保険料軽減特例が行われてきましたが、政府は平成 29 年度から平成 31 年度にかけて段階的に廃止をするとしています。当広域連合の被保険者の保険料の納付状況を見ますと、年金から天引きできない普通徴収者の被保険者数は約３割の 10 万 8,666 人で、そのうち 44％の４万 8,348 人の被保険者は、口座振替ではなく納付書により金融機関やコンビニ、あるいはクレジット、戸別訪問等で納付をしており、被保険者の約 12.5％に当たります。大多数は月１万 5,000 円未満の年金者

です。生活は世帯収入で賄うとなりますけれども、消費税の増税や病気のときの診察料や介護保険料など負担を考えると暮らしは最低の生活すら保障されかねません。今回は低所得者の均等割９割、8.5 割軽減特例は継続とされましたけれども、今後、負担の公平の名のもとに軽減特例が廃止されかねません。撤廃されれば本制度の３割負担が課せられます。撤廃をしないよう政府に求めることですけれども、当広域においても独自に月１万 5,000 円未満年金の方の均等割の免除制度の創設を求めたいと思いますけれども、この点について考えを御聞きいたします。

３点目です。短期被保険者証の発行について。

当広域連合の１カ月から６カ月の短期被保険者証発行数は、今年２月時点で 866 人になります。うち 269 人は１カ月、２カ月、３カ月と大変短い短期被保険者証です。高齢者は急に体調を崩すことはよくあることです。常に被保険者証は手元に置くことが重要です。短期被保険者証を発行していない市町村の担当者に伺いましたら、被保険者証のない空白期間をつくらないということで、収納業務とこの保険証発行はリンクしないで収納相談を行っているようです。この空白をつくらないという考えが非常に重要ではないでしょうか。ぜひ短期ではなく、通常の被保険者証を交付するよう指導を求めます。

以上です。

○**議長**（田口米蔵君）　古川議員に御聞きいたしますが、後ろのほうの一般質問は分かりましたが、前段に行った質問については議案質疑ということでよろしいか、御伺いしたいと思います。発言されていなかったものですから。

○**３１番**（古川よし枝君）　冒頭につけ加えていただきたいと思います。

認定第１号、平成 29 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑といたします。

○**議長**（田口米蔵君）　ただいまの質疑及び一般質問に対して、執行部の答弁を求めます。

事務局長松本敏明君。

〔事務局長　松本敏明君　登壇〕

○**事務局長**（松本敏明君）　古川議員からの議案質疑につきまして御説明いたします。

まずは、質疑１番目の平成 29 年度における保険料軽減特例措置縮小により保険料が増額となった対象者の数と金額についてでございます。

平成 29 年度の制度見直しでは大きく分けて二つの見直しがございました。

一つ目は、低所得である被保険者に対する所得割軽減率が５割軽減から２割軽減に変更されたことでございます。この影響により、保険料が増額となった被保険者数は３万 6,969 人で、金額では２億 5,523 万 1,518 円、１人当たりに直しますと 6,904 円の増額となりました。

二つ目は、被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する均等割軽減率の変更でございます。この影響により保険料が増額となった被保険者数は３万 5,225 人で、金額では２億 3,176 万 325 円、１人当たりに直しますと 6,579 円の増額となりました。

次に、質疑２番目の健康診査受診率について、市町村の取り組みに特徴的なことがあるのか、また歯科健診についてどう見るのかについてでございます。

市町村の取り組みで特徴的なことにつきましては、まず健康診査の実施機関や受診可能な医療機関の数、あるいは受診勧奨を行っているかいないかなどで市町村によって違いがございました。そのほか、特徴的な取り組みといたしましては、受診時間の延長や夜間の実施、あるいは土曜日や日曜日に健診を行うなど、受診の機会をふやす取り組みがございました。

また、がん検診などと同時に健診を実施したり、人が集まりやすいショッピングモール等で健診を行うなど、受診者の利便性に配慮した市町村もございました。

今後は、これらの取り組みを全ての市町村に紹介するなど、横展開を積極的に進め、県内全ての市町村の受診率を引き上げてまいりたいと考えております。

次に、歯科健康診査についてでございます。

平成 29 年度は受診率の目標を対象者の 10%に設定いたしましたが、各市町村で広報紙に掲載していただくなど、受診率の向上に努めましたところ、結果、10.84%の受診率となりました。しかしながら、議員御指摘のとおり、市町村間で受診率のばらつきがございます。理由の一つとして考えられることは、平成 29 年度は 1,143 の歯科診療所で検診を実施していただきましたが、まだ県内の歯科診療所の約８割程度となっております。このため、かかりつけの歯科診療で受診をできないなどの課題も残っておりまして、このようなことが受診率にも影響しているのではないかと考えております。

今後は、被保険者の皆さんがより身近なところで受診できるよう、協力いただける歯科診療所を増やしますとともに、県歯科医師会や市町村と受診率向上のための協議を重ねるなど、より多くの被保険者の皆様に健診が利用しやすくなるよう努力してまいります。

次に、質疑３番目の重複・頻回受診者訪問指導事業は必要な医療を取り上げることにならないか、事業の評価をどう見ているかについて御説明いたします。

この事業は、同じ病気やけがで１カ月間に三つの医療機関を受診している方や、同じ医療機関に 10 回以上受診している方をレセプト情報から抽出し、御本人の了解を得た上で、保健師などが直接御自宅を訪問して、御本人や御家族からの相談を受けたりアドバイスをするという取り組みでございます。

まず、必要な医療を取り上げることにならないかとの御懸念につきましては、もちろんそれが患者さんにとって適切な受診であればそれを否定するものではございません。しかしながら、例えば同じ病気で複数の医療機関を受診することで、それまでの治療が中断してしまい、次の医療機関でまた新たに検査からやり直して、肝心の病気の回復が長引くことになっているとか、あるいはまた複数の医療機関から処方されたお薬などで副作用が生じていないかなど、好ましくない例について専門的な知識と経験を兼ね備えた保健師等が直接チェックし、被保険者に適切な受診をアドバイスするものでございます。当然のことながら、医療サービスを受ける権利はどなたにもございますし、主治医との連携が何よりも重要となりますことから、訪問先の被保険者の皆様に対しましては、保健師等から主治医によく相談するようにとお願いしているところでございます。

次に、この事業の評価につきましては、レセプトなどのデータからは被保険者の健康状態の改善などの変化はつかむことはできませんので、数値としてあらわれております行動変容や医療費の削減額で確認をしております。受診した医療機関の数や通院日数が減少したなどの行動変容が見られた方が訪問指導した実人員 380 人のうち 292 人、その結果として医療費では１月当たり 445 万 8,670 円の削減が見られたところでございます。

次に、質疑４番目の人間ドック等の国からの補助率でございます。

こちらにつきましては、市町村での実績額が国の交付額を超えておりましたので、１件当たり２万円を上限といたしまして市町村ごとの実績額に応じて案分した額を交付しております。全体の補助率といたしましては 63.87％となっております。

次に、質疑５番目の財政安定化基金についてでございます。

この基金は、高齢者の医療の確保に関する法律第 116 条の規定により、予測できなかった医療費の増加など不測の事態に備えるもので県に設置されているものでございます。基金の積み立てに当たりましては、毎年、国、県、広域連合の三者で同額ずつ支出しているため、当広域連合といたしましても負担が少なく、効率よく積み立てられる基金と位置づけております。

議員御質問のこの基金の使途につきましては、同法の附則第 14 条により、保険料の増額の抑制に使うことも可能でございます。しかしながら、後期高齢者医療制度は公

的な社会保障制度でございますので、いかなる時も医療費の支払いが滞るようなことがなく、後期高齢者の皆様が安心して医療が受けられるように万全の体制で運営することが何よりも重要なことと考えております。

このようなことから、保険料の増額抑制のためには当広域連合で運営しております後期高齢者医療給付費準備基金を計画的に活用することとし、県の財政安定化基金につきましては、現在のところは将来の状況変化に備え積み立てを継続し、基金をより一層充実させていくことが今後の後期高齢者医療制度を安定して運営していくために必要なことと考えております。

以上をもちまして、議案質疑に対する説明とさせていただきます。

○**議長**（田口米蔵君）　広域連合長豊田稔君。

〔広域連合長　豊田稔君　登壇〕

○**広域連合長**（豊田稔君）　古川議員の一般質問についてお答えをいたします。

初めは、質問１番目の追加検査への財政支援と人間ドックの実施の指導についてでございます。

まずは、追加検査への財政支援についてお答えをしたいと存じます。

現在、市町村が実施しております健康診査につきましては、基本検査費用の全額を広域連合から市町村に交付をし、被保険者の皆様方には自己負担することなく、無料で受診をしていただいておるところでございます。これらの財源につきましては、３分の１を国からの補助金で賄い、残りにつきましては被保険者からの保険料などを財源として広域連合が負担しているところであります。

議員御指摘の心電図や腎機能の指標となるクレアチニンなどの追加検査項目は、現在、医師が個別に必要と判断したもの以外は国庫補助対象となっておりません。このため、実施するとなると概算では莫大な予算が必要となり、新たな財源を確保する必要が生じてまいります。しかしながら、御案内のとおり、広域連合では独自の財源を持っておりませんので、現在は財政的に実施が困難な状況にあります。

広域連合におきましても、追加検査の必要性は認識しているところであります。これまでも、国に対し追加検査項目が国庫補助の対象となるよう要望しているところでございます。今後ともあらゆる機会を通じ、国に対し要望活動を継続してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

次に、人間ドックの実施指導についてでございます。

人間ドックの実施は、当広域連合におきましても、健康長寿を推進する上で重要な

取り組みと考えております。このため、先ほど事務局長から議員質疑に対する説明にありましたとおり、要望のある全ての市町村に対し、国からの交付金をもとに実施費用に対し約64%の補助金を交付しているところでございます。また、未実施の市町村に対しましても、機会があるごとに補助事業の内容など、丁寧にお伝えしているところでございます。今後とも市町村の意見や要望等を踏まえながら、連携を密にし、全県を挙げて後期高齢者に対する保健事業が充実いたしますよう、より一層積極的に取り組んでまいります。

次に、質問2番目の保険料軽減特例の廃止の中止を求めること、収入が年額18万円未満の被保険者に対する保険料免除制度を創設することについてお答えをいたします。

初めは、保険料軽減特例の廃止の中止を求めることについてでございます。

保険料の軽減特例につきましては、国におきまして平成29年度から段階的に縮小し、平成31年度には所得33万円以下の低所得者に対する軽減を除き廃止することとしております。当広域連合では、被保険者の皆さん方に多大な影響を及ぼすことを懸念し、これまで全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて特例措置を継続するよう国に対して要望しており、今後も引き続き、他の広域連合と連携をしながら、要望してまいりたいと考えております。

次に、収入が年額18万円未満の被保険者に対する保険料免除制度の創設についてでございます。

御案内のとおり、後期高齢者医療制度は介護保険制度などと同様に相互扶助を基盤とした社会保障制度であることから、被保険者の皆様方から所得に応じた応分の負担をいただくことは必要なことと考えております。例えば1年間に 18 万円未満の収入であれば、所得割による保険料は発生せず、均等割のみで、さらに9割が軽減されることになり、年額で3,900円、月額に換算いたしますと325円の負担で済みます。このような軽減措置に加え、さらに当広域連合独自による免除制度を新たに創設することは、議員御案内のとおり、独自の財源を持たない現状では極めて困難であると考えておるところであります。

次に、質問3番目の短期被保険者証の発行をしないよう、市町村への働きかけを求めることについてお答えをいたします。

短期被保険者証は、保険料の納付がない方々に市町村の窓口にお越しをいただき面談することで、生活状況の確認や納付相談等をするための手段として交付しているものでございます。短期被保険者証の交付の判断は市町村にお願いをしているところですが、未納者全員に一律にお出ししているわけではなく、納付相談にも分割納付にも

応じない方々を対象に実情に応じて交付しているものでございます。御案内のとおり、医療保険制度は、何度も申し上げますが、相互扶助の考え方に基づいて運営されておりますことから、納付者に対し不公平感を与えず、また制度に対する信頼感を損なわないためにも当該制度は必要なものであると考えております。

今後とも、短期被保険者証の交付につきましては、市町村と十二分に連携をし、きめ細やかで丁寧な対応に努めてまいる所存でございますので、御理解を賜りますようお願いをいたします。

以上で一般質問に対する答弁といたすものであります。ありがとうございました。

○**議長**（田口米蔵君）　ただいまの答弁に対しまして再質問はございますでしょうか。

３１番古川よし枝君。

古川議員に申し上げます。質問時間の残り時間は８分 32 秒となっております。

〔３１番　古川よし枝君　登壇〕

○**３１番**（古川よし枝君）　今回、保険料軽減特例の縮小によって被保険者の約２割近くが増額ということで、金額も５億円近い金額となっております。私は非常にこのことで二重に増額になっている方がおり、153 万円の年金から 168 万円の間の方は所得割と、それから均等割も縮小ということで、負担が増えているというふうに思います。これは答弁は要りませんけれども、そういうふうに言えるかと思います。

それから、２番目の健康診査ですけれども、丁寧に説明があって、いろいろ違うのは実施状況によって受診をする機会をたくさんつくるということが決め手のようですけれども、ぜひこのことも含めて、今後、委託元ですから、全県を見ながら、全体が引き上がるよう、そのことが健康増進に、医療費削減につながるわけですから、ぜひ高い市町村の取り組みなどを教訓にして全県で引き上げを行ってほしいというふうに思います。

それから、３番目の重複・頻回受診者訪問について、これについても答弁詳しくありましたけれども、同じ病気で幾つか病院にかかることはよくあることですよね。それは私なども経験ありますし、周りでもあります。決してみだりに重複しているわけではないというのが、そのときの、その家のその方の事情もたくさんありますので、ぜひそういうふうなきめ細かな、その方の状況に応じて指導はすべきだというふうに思います。決して医療を抑制させるようなことがあってはならないということを強く求めます。

それから、人間ドックですけれども……。

○８番（須藤豊次君）　議長。

これは、議案質疑の再質問なんですか、一般質問の再質問なんですか。

○議長（田口米蔵君）　両方です。

○８番（須藤豊次君）　両方、了解しました。

○３１番（古川よし枝君）　補助額が上限２万円ということで、それぞれやっているところとやっていないところがあるんですけれども、私はぜひ人間ドックに全県が取り組めるよう、国にも補助率をもっと引き上げるよう求めて、ぜひ全県でできるよう、努力をしてほしいというふうに思います。

それから、財政安定化基金なんですけれども、これは国、県、あと連合で按分、３等分して基金に積んでいるわけですけれども、先ほどの説明だと、保険料の値上げ、２年に１回保険料の検討がされるわけですけれども、そのときに連合が積み立てている準備基金、医療費の準備基金を優先をしているのでこの財政安定化基金については非常に難しいというふうに答弁がありましたけれども、これまでも平成 24 年度には６億 6,000 万円を切り崩して保険料に入れているということもあります。

それから、この法律についても、第 14 条では、後期高齢者医療広域連合に対して保険料率の増加の抑制を図るためこの交付金を交付する事業に必要な費用にこの財源を充てることができるというふうになっているわけですから、ぜひ２年に一度の料金の算定の際には財政安定化基金を使って抑制をしてほしい、この点について再度認識を伺いたいと思います。

それから、一般質問ですけれども、連合でも規定されている健康診査、無料で受ける人は受けられるわけですけれども、それ以外の追加健診として貧血や心電図、それから眼底検査、クレアチニンの検査をしているわけですけれども、これについては個人負担なんですね。ほとんど市町村によって負担率も負担額も違うということですから、ぜひ検討してほしいというふうに思います。

それで、平成 28 年の第１回の議会で、当時の議員の藤咲芙美子議員が、このことを自己負担なしの追加検査の実施を求める質問をしたんですけれども、その当時、連合長は、12 自治体が無料で行っているのはすばらしいと、44 市町村が無料化になることは正しいかもしれないが、非常に大きな問題だから、今後、各首長さんと相談をして検討することが重要だというふうに述べられて、事務局長も、被保険者からの意見を集約した上で、検査項目の拡充も含めて検討をしたいと述べておりますけれども、その後の検討はどうされたのでしょうか。

それから、追加健診が連合のほうで負担すれば、この委託料としてはどのぐらいの増額が必要なのか伺います。

それから、軽減特例措置の廃止等についての質問ですけれども、連合独自の財源を持っていないということですけれども、ぜひ全国連合会と連携をして年金月１万5,000 円未満の、本当に生活が苦しい、そういう人たちへの免除制度、ぜひ政府に働きかけをしていただきたい、私どももちろん政府のほうに働きかけをしますけれども、ぜひ努力をしてほしいということで再度伺います。

それから、３番目の短期被保険者証の扱いなんですけれども、これは市町村が窓口で相談をして納税に応じない場合、またいろいろな事情で納税ができない場合以外は短期被保険者証ということですけれども、私は全県を見て短期被保険者証を出していないところがあるわけですよね。そこは、保険証の空白をなくすということだというんですね。私はこれは大事な視点だと思うんですね。高齢者はこの暑さの中でも熱中症などとっさのときが起きます。そういうときに保険証がないとどうなるか、ぜひこの点で広域連合長、どういうふうにこういう事態を見るのか、答弁をお願いいたします。

○**議長**（田口米蔵君）　連合長豊田稔君。

〔広域連合長　豊田稔君　登壇〕

○**広域連合長**（豊田稔君）　非常に行ったり来たりの話で、質疑から一般質問から、私は単純なものですからなかなか理解できないんですよね。

ですから、古川議員にお願いします。今後質問するときには、質疑の場合質疑、一般質問の場合は一般質問の答えをこのように求めたのはこうだったと言っていただくようにお願いします。全てを掌握していない連合長なものですから、そのようにお願いをまずしておきます。

それから、お答えをします。

何回も申し上げているように、独自の広域連合の財産を持っていないんですから、ですから当然ながら国に対し、皆さん方も、古川議員も、我々も陳情するから当然ながら広域連合も陳情しなさいという意見でありますよね。それは、当然、そういうふうにしていますので、あえて申し上げます。していないならそういう発言もいいんですよ。皆さん方もしている、我々もしているんです。そこは理解をしていただければありがたいと思っています。

それから、質問されたことがたくさんあり過ぎてよくわからないんですが、短期被保険者証制度ですか、それはそういう、何もやらないところがあるんだからそれに見習えということでしょう。それはできにくいんですよ。それは当然ながら、市で窓口

で御相談をして、それでも応じない人に、それでもお金を払わないんですよ、要は。その人には短期としてやってなぜ悪いんですか。それはおかしいと思うんですよ。私は、短期なんですから、そしてお金を払っていただいたら本制度に戻るわけですよね。ですから、そのぐらいのことがあってしかるべきだと思っているんです。いつも払わなくて、いつも同じではそれこそ大変だと、破綻しちゃいますよ。ですから、そのような制度なんですから、そこは理解していただき、皆様方も御指導していただく。税金払わなくていいなどという人は誰もいないでしょう。議員さん方でそのように申し上げている人いないはずですよ。当然、公平にいただいて、そして公平に使っているわけでありますから、当然、広域連合では平均で 86 万円というふうに、年間の給付費ですよ、医療給付費が。それだけの莫大なものがあるんですよ。

それから、今のクレアチニンとか心電図とか、いろいろな追加であるもの、どのぐらいかかるのか。２億５、６千万円かかるでしょう、間違ってなければの発言ですけれども、間違っていないでしょう。２億５、６千万円かかりますよ。ですから、独自に市町村が考えて、それぞれの財源の中で首長さんがこれは出すべきだということの理解のある市はそれでいいだろうというふうに理解していますし、いや、そこは国のとおりやるべきであるという理解する人もいるでしょうし、ですから、そのことも、国の問題ですから、国に支援をお願いしたい、国にこういうことを、クレアチニンがどうのこうの、腎機能がどうのこうのということを、こちらでもやっていただきたいんですよ。なかなかできないということが現状です。総額で、先ほど申し上げました２億５、６千万円かかるでしょう。そういうことの対応もなかなかできにくいということであります。

それから、連合長は、それは考えていかなくちゃならない、それは考えているのは当然ですよね。古川議員一人が考えているわけじゃないですから、考えているんですよ。市町村に対しても市長に対しても議員に対しても、皆さん方議員にもお願いしているように、このようにしたいので何としても、財源がないので何かいい方法があれば教えていただきたいと、例えばどこかの市でこうなっているので非常にいい制度なのでそれも、ということはお願いはしてあるんですが、なかなか実現できないということだろうと思っています。44 市町村ですから、ですから非常にそれぞれの財源も違いますし、予算も違いますから、ぜひ連合での役割、そういうものを再度認識していただいて質問していただきますようにお願いを申し上げまして、答えにならないところは事務局から答えさせますが、以上で終わります。

○**３１番**（古川よし枝君）　残り時間ありますか。

○**議長**（田口米蔵君）　40 秒しかありません。よろしいですか。

質問ですか、再質問。要望じゃなくて再質問なんですか。

40 秒しかないですよ。

もう、再質問の答弁はこれで終了していますか、今の答弁で。

○**３１番**（古川よし枝君）　その答弁に対して。

○**議長**（田口米蔵君）　答弁はもうよろしいですか。

今の第１回の再質問の答弁はよろしいですか。

○**３１番**（古川よし枝君）　いいです。

○**議長**（田口米蔵君）　再質問で。

40 秒でお願いします。

３１番古川よし枝君。

〔３１番　古川よし枝君　登壇〕

○**３１番**（古川よし枝君）　今、連合長が短期被保険者証の発行について、税金を払わないのはとんでもないと、そういうことを言いましたけれども、短期被保険者証と納税をリンクしなくても納税できるんですよ、ちゃんと相談をすれば。そういうことがあったので、私は連合長の認識が違うんではないかというふうに思います。短期被保険者証を発行したから必ず納税ができるということではありませんので。

○**議長**（田口米蔵君）　広域連合長豊田稔君。

〔広域連合長　豊田稔君　登壇〕

○**広域連合長**（豊田稔君）　短期被保険者証の制度について、そういうこともあり得るでしょうと、税金というのは、保険料のお金を納付する義務のあることを指しているんです。全体の税金ではありませんから、そのようにお答えしておきます。

当然義務ですから、払うことは当たり前ですし、払わない人がそれはだめなんだとは言っていませんよ。一律に物事を全部遮断しているわけじゃありません。何度も呼び出しても、何度やっても応答がないというときに保険制度を短期に差しかえているという、こんなにやさしい連合長いないでしょう、私はそう思っていますよ。

○**議長**（田口米蔵君）　以上で上程議案等に対する質疑及び一般質問を終了いたします。

日程第７　上程議案等に対する討論及び表決

○**議長**（田口米蔵君）　日程第７、上程議案等に対する討論及び表決を議題といたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許します。

３１番古川よし枝君。

〔３１番　古川よし枝君　登壇〕

○**３１番**（古川よし枝君）　認定第１号、平成 29 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について反対の討論をいたします。

反対の理由の一つは、私は、平成 29 年度繰越額 51 億円と準備基金 30 億円を被保険者の健康維持、そして疾病の早期発見、早期治療を促進するために生かすべきだと考えています。市町村が独自で行っている貧血、心電図、眼底、クレアチニン検査など、広域連合健康診査の要項以外の追加健診は全県で 13 市町村を除く市町村は被保険者の負担となっています。被保険者の負担を軽減するため、市町村の公費負担に切りかえる財源に生かすことを求めます。

反対の第２番目の理由は、平成 29 年度は後期高齢者医療制度が導入されて 10 年が経過しました。後期高齢者の暮らしの状況は年金収入の平均が年額 127 万円、基礎年金満額の 80 万円以下の方は約４割を占め、そのうち半分は 50 万円以下という、月々５万円に満たない年金で暮らしています。

このような状況から制度を導入をするには保険料軽減特例措置を導入しなければ実施はできませんでした。10 年たっても何ら高齢者の暮らしは変わりません。ところが、国は平成 29 年度からこの保険料軽減特例の廃止をするとしました。全国後期高齢者医療広域連合協議会を始め多くの反対の声に、政府は軽減特例を段階的に見直しすることになり、平成 29 年度は低所得者の所得割の５割軽減特例を２割に、均等割の９割軽減、8.5 割軽減特例を据え置き、元扶養者均等割９割軽減を７割軽減にとどめました。平成 30 年、31 年にかけてこの軽減特例を全廃するとしています。

この軽減特例の見直しで平成 29 年度当広域連合では、延べ数ですが、７万 2,094 人の、約２割の被保険者が対象となり、保険料は約４億 8,000 万円の増額となりました。全廃となれば、保険料を徴収できない事態も懸念されます。国は最も医療を必要とする高齢者や障害者を別の保険にくくり、高齢化が進む中で医療制度を維持するた

めと医療差別と負担増を推し進め、負担増を我慢するか医療を受けるのを制限するか迫るという制度の改悪が今始まっています。

制度導入時、政府担当者は、医療費が際限なく上がっていく痛みを高齢者に直接感じてもらおうと講演し問題となりましたが、そのことが今現実味を帯びてきました。最も医療が必要となる高齢者、障がい者に医療差別する後期高齢者医療制度に反対をすることから、認定第１号に反対をするものです。

○**議長**（田口米蔵君）　以上で討論を終結いたします。

これより議案第 11 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 11 号は原案のとおり決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**議長**（田口米蔵君）　起立者多数。よって、議案第 11 号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第 12 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 12 号は原案のとおり決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**議長**（田口米蔵君）　起立者多数。よって、議案第 12 号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第 13 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 13 号は原案のとおり決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**議長**（田口米蔵君）　起立者多数。よって、議案第 13 号は原案のとおり可決することに決しました。

これより認定第１号を採決いたします。

お諮りいたします。

認定第１号は原案のとおり承認することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**議長**（田口米蔵君）　起立者多数。よって、認定第１号は原案のとおり承認することに決しました。

――

日程第８　議案第 14 号　茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて

○**議長**（田口米蔵君）　日程第８、議案第 14 号　茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、深谷寿一君の退席を求めます。

〔１７番深谷寿一君退場〕

○**議長**（田口米蔵君）　この際、提案理由の説明を求めます。

広域連合長豊田稔君。

〔広域連合長　豊田稔君　登壇〕

○**広域連合長**（豊田稔君）　議案第 14 号の提案理由の説明を申し述べます。

議案第 14 号　監査委員の選任の同意を求めることにつきましては、平成 30 年３月２日に議会選出の前監査委員が広域連合議員を辞職されたことにより、新たに深谷寿一氏を選任いたしたく、地方自治法の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議の上、原案に御賛同いただきますよう、衷心よりお願いを申し上げます。

○**議長**（田口米蔵君）　お諮りいたします。

ただいま議案となっております議案第 14 号については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長**（田口米蔵君）　御異議なしと認めます。よって、議案第 14 号はこれに同意することに決しました。

〔監査委員　深谷寿一君　入場〕

○**議長**（田口米蔵君）　ここで、監査委員に選任されました深谷寿一議員が議場におりますので、御挨拶をいただきたいと存じます。

〔監査委員　深谷寿一君　登壇〕

○**監査委員**（深谷寿一君）　ただいま監査委員に選任をされました深谷寿一でございます。

監査委員として、適切なる監査に努めてまいりたいと思います。皆様の御指導、御協力をよろしくお願いいたします。　［拍手］

――

日程第９　上程議案に対する質疑及び一般質問

○**議長**（田口米蔵君）　大変失礼いたしました。

日程第９でありますが、上程議案に対する質疑及び一般質問を行います。

ただいまのところは通告はございませんでした。

これで、上程議案に対する質疑及び一般質問を終結いたします。

――

日程第 10　上程議案に対する討論及び表決

○**議長**（田口米蔵君）　次に日程第 10、上程議案に対する討論及び表決を議題といたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

これで討論を終結いたします。

失礼いたしましたが、その後に、今の監査委員の同意ということでございます。よ

ろしくお願いしたいと思います。

――

日程第 11　閉会中所管事務調査について

○**議長**（田口米蔵君）　次に、日程第 11、閉会中所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付してあります印刷物のとおり、議会運営委員会から閉会中所管事務調査の申し出があったものでございます。

お諮りいたします。

本件は､議会運営委員会からの申し出のとおり決定することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長**（田口米蔵君）　御異議なしと認め、さよう決しました。

暫時休憩いたします。資料の配付をさせていただきます。

午後３時１５分休憩

――――――――――――――――――――――――――――

午後３時１６分再開

○**議長**（田口米蔵君）　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま広域連合長より報告第２号が提出されました。

お諮りいたします。

これを日程に追加し、追加日程第１として直ちに議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長**（田口米蔵君）　御異議なしと認めます。したがって、報告第２号を日程に追加し、日程第１として直ちに議題とすることに決定しました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

追加日程第１　報告第２号　専決処分の報告及び承認を求めることについて

○**議長**（田口米蔵君）　それでは、追加日程第１、報告第２号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読をさせます。

議会事務局長山口恵一君。

〔議会事務局長　山口恵一君　登壇〕

○**議会事務局長**（山口恵一君）

報告第２号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 30 年８月 17 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長　豊　田　　稔

○**議長**（田口米蔵君）　朗読が終わりました。

本案について、提案理由の説明を求めます。

広域連合長豊田稔君。

〔広域連合長　豊田稔君　登壇〕

○**広域連合長**（豊田稔君）　追加提出をいたしました議案の提案理由の説明を申し述べます。

報告第２号、専決処分の報告につきましては、地方自治法の規定に基づき、議会招集の時間的な余裕がなかったことから、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定を専決処分をしたので、承認を求めるものであります。

以上で追加議案の提案理由の説明を終わります。御審議の上、原案に御賛同いただきますよう、衷心よりお願いを申し上げます。

○議長（田口米蔵君）　続いて、総務企画課長石川真由美君。

〔総務企画課長　石川真由美君　登壇〕

○総務企画課長（石川真由美君）　報告第２号、専決処分の報告及び承認を求めることについて、茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、概要の説明をさせていただきます。

なお、参考資料を配付させていただいておりますので、御覧いただければと思います。

本条例の改正箇所でございますが、条例第 14 条、所得の少ない者に係る保険料の減額のうち、同第１項第１号の２に規定する均等割９割軽減対象者に係る部分でございます。条文では、政令第 15 条第１項第４号に定める高額療養費の低所得者１に該当する年金収入 80 万円以下の方を保険料９割軽減の対象としておりますが、先月、高齢者の医療の確保に関する法律施行令並びに同施行規則の一部が改正され、このうち、政令の第 15 条第１項第１号と第２号との間に新たに二つの号が加わり、条文自体はそのままに、第２号から第４号がそれぞれ第４号から第６号に繰り延べとなったものでございます。

このように、９割軽減対象区分に変更がございませんが、条例に定める政令の引用条項が第４号から第６号に変わったことに伴い、その部分の改正が必要となったものであります。

今回、政令の改正が７月 13 日、規則の改正が７月 30 日の交付でありました関係で、議会運営委員会並びに全員協議会への提出が間に合わず、やむなく専決処分とさせていただいたものでございます。

説明は以上でございます。

○**議長**（田口米蔵君）　以上で、提案理由の説明は終了いたしました。

追加日程第２　報告に対する質疑及び一般質問

○**議長**（田口米蔵君）　追加日程第２、報告に対する質疑及び一般質問を行います。

質疑等のある方は挙手願います。

質疑なしと認めます。

これで上程議案等に対する質疑及び一般質問を終結いたします。

―――

追加日程第３　報告に対する討論及び表決

○**議長**（田口米蔵君）　追加日程第３、報告に対する討論及び表決を議題といたします。

これより討論に入ります。

反対討論のある方、挙手願います。

〔挙手者なし〕

これで討論を終結いたします。

これより報告第２号を採決いたします。

お諮りいたします。

報告第２号は原案のとおり決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**議長**（田口米蔵君）　総員起立。よって、報告第２号は原案のとおり可決することに決しました。

―――

閉会宣告

○**議長**（田口米蔵君）　それでは、以上をもちまして今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。よって、平成 30 年第２回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後３時２４分閉会

地方自治法第 123 条第２項の規定により署名する。

議　長　　田 口　米 蔵

８　番　　須 藤　豊 次

９　番　　遠 藤　正 信

参　考　資　料

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

議案等審議結果一覧表

広域連合長提出のもの

議案番号	件　　名	上程年月日 議決年月日	議決結果
議案第11号	平成30年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第１号）	H30．８．17 H30．８．17	原案可決
議案第12号	平成30年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	H30．８．17 H30．８．17	原案可決
認定第１号	平成29年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	H30．８．17 H30．８．17	原案認定
議案第13号	訴えの提起について	H30．８．17 H30．８．17	原案可決
議案第14号	茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて	H30．８．17 H30．８．17	原案同意
報告第２号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定）	H30．８．17 H30．８．17	承認

議案等質疑通告一覧表

【議案質疑】

質　問　者	古　川　　よ　し　枝　　議員
質　問　事　項	質　問　要　旨
1【認定第１号　平成29年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について】	①平成29年度における保険料軽減特例措置縮小により、保険料が増額となった対象者の数と金額はどうなのか。 ②平成29年度の保健事業で健康診査受診率の平均20.67％と年々上昇しているが、全国の平均にはとどいていない。受診率が最も低い9.96％から最高で38.93％と、市町村によって格差が出ている。市町村の取り組みに特徴的なことがあるのか。また、歯科検診についても平均は10.84％だが、２％台の市町村もあるが、どう見るのか。 ③業務委託による重複・頻回受診者訪問指導は528件、775万円を支出しているが、必要な医療を取り上げることにならないかと懸念するが、この事業の評価をどう見ているのか。 ④人間ドック等の実施は36市町村で、平成29年度の助成金は９千419万７千円ですが、国からの補助率はどうなのか。 ⑤国・県・広域連合が拠出する財政安定化基金に平成29年度は、８千134万5,739円を拠出し、基金残高は約35億円となるようだが、この基金は保険料増額抑制のために使えるのか。

【一般質問】

質　問　者	古　川　　よ　し　枝　　議員
質　問　事　項	質　問　要　旨
【健康診査以外の追加検査について】	後期高齢者医療広域連合既定の健康診査（問診・身体測定・血圧測定・検尿・血液検査）以外の追加検査について、広域連合の財政支援と人間ドックの実施の指導を求める。
【軽減特例措置の廃止等について】	保険料軽減特例の廃止の中止を求めると合わせて、収入が年金18万円未満の被保険者保険料は、広域連合独自の免除制度の創設を求めるがどうか。

【短期被保険者証の発行について】	短期被保険証の発行をしないよう、市町村への働きかけを求める。

【討　　論】

質　問　者	古　川　　よ　し　枝　　議員
発　言　事　項	発　言　要　旨
【決算の認定に反対】 認定第１号　平成29年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。	反対理由の第一に、平成29年度の繰越額51億円と準備金30億円を被保険者の健康維持、そして疾病の早期発見・早期治療を促するために生かすべきと考えます。広域連合の健康診査の受診率の引き上げと同時に、市町村が独自で行っている貧血、心電図、眼底、クレアチニン検査等の追加健診の受診の引き上げに尽くすことです。追加診査の費用は全県13市町村を除く市町村は被保険者の負担となっていることから、被保険者の負担を軽減するため市町村の公費負担に切り替える財源に生かすことを求めます。 第二に、平成29年度からの保険料軽減特例の一部見直しが断行されました。さらに平成30年・31年度にかけて軽減特例を全廃するとしています。この軽減特例の見直しで、平成29年度、当広域連合では７万2,194人の被保険者が対象となり、保険料は約４億8,000万円の増額となりました。全廃となれば、保険料を徴収できない事態も懸念されます。後期高齢者医療制度は最も医療を必要とする高齢者や前期高齢者の障がい者を別枠の保険にくくり、「高齢化が進む中で医療制度を維持するため」と医療差別と負担増を推し進め、「負担増を我慢するか、医療を受けるのを制限するか」の選択を迫る、際限なく負担を課す仕組みの制度です。制度導入時、政府担当者は「医療費が際限なく上がっていく痛みを高齢者に直接感じてもらう」と講演したことが現実のものになりかねません。最も医療が必要となる高齢者・障がい者に医療差別する後期高齢者医療制度に反対をするものです。

上　程　議　案　等

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

議案第 11 号

平成30年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第１号）

平成30年度茨城県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ23,589千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,094,628千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

平成30年８月17日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長　　豊　田　　稔

第 1 表　　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 分担金及び負担金		1,114,354	△26,983	1,087,371
	1 負　担　金	1,114,354	△26,983	1,087,371
4 繰　越　金		2,000	3,394	5,394
	1 繰　越　金	2,000	3,394	5,394
歳　入　合　計		1,118,217	△23,589	1,094,628

歳　出　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
3 民　生　費		851,895	△23,589	828,306
	1 社　会　福　祉　費	851,895	△23,589	828,306
歳　出　合　計		1,118,217	△23,589	1,094,628

一般会計

議案第 12 号

平成30年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

平成30年度茨城県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,729,576千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ329,281,545千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

平成30年８月17日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長　　豊　田　　稔

第 1 表　　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 市町村負担金		56,281,591	347,048	56,628,639
	1 市町村負担金	56,281,591	347,048	56,628,639
2 国庫支出金		107,623,038	△5,534	107,617,504
	1 国庫負担金	77,957,205	13,146	77,970,351
	2 国庫補助金	29,665,833	△18,680	29,647,153
3 県支出金		26,934,332	13,146	26,947,478
	1 県負担金	26,934,331	13,146	26,947,477
7 繰入金		1,576,642	213,784	1,790,426
	1 一般会計繰入金	851,895	△23,589	828,306
	2 基金繰入金	724,747	237,373	962,120
8 繰越金		6	5,161,132	5,161,138
	1 繰越金	6	5,161,132	5,161,138
歳入合計		323,551,969	5,729,576	329,281,545

歳　出　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
4 特別高額医療費共同事業拠出金		102,236	0	102,236
	1 特別高額医療費共同事業拠出金	102,236	0	102,236
6 基金積立金		251	26,292	26,543
	1 基金積立金	251	26,292	26,543
8 諸支出金		60,375	5,703,284	5,763,659
	1 償還金及び還付加算金	60,375	5,703,284	5,763,659
歳出合計		323,551,969	5,729,576	329,281,545

後期高齢者医療特別会計

認定第１号

平成29年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第233条第３項の規定により、平成29年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものである。

平成 30 年８月 17 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長　　豊　田　　稔

歳　入

款	項	予算現額
1　分担金及び負担金		900,753,000
	1　負担金	900,753,000
2　財産収入		4,000
	1　財産運用収入	4,000
3　繰入金		1,000
	1　基金繰入金	1,000
4　繰越金		5,264,000
	1　繰越金	5,264,000
5　諸収入		1,517,000
	1　預金利子	11,000
	2　雑入	1,506,000
歳入合計		907,539,000

歳入歳出決算書

（単位：円）

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
900,753,002	900,753,002	0	0	2
900,753,002	900,753,002	0	0	2
4,625	4,625	0	0	625
4,625	4,625	0	0	625
0	0	0	0	△1,000
0	0	0	0	△1,000
5,264,839	5,264,839	0	0	839
5,264,839	5,264,839	0	0	839
1,568,162	1,568,162	0	0	51,162
12,099	12,099	0	0	1,099
1,556,063	1,556,063	0	0	50,063
907,590,628	907,590,628	0	0	51,628

歳　出

款	項	予算現額
1　議会費		1,312,000
	1　議会費	1,312,000
2　総務費		245,421,000
	1　総務管理費	245,185,000
	2　選挙費	115,000
	3　監査委員費	121,000
3　民生費		658,805,000
	1　社会福祉費	658,805,000
4　公債費		1,000
	1　公債費	1,000
5　予備費		2,000,000
	1　予備費	2,000,000
歳出合計		907,539,000

（単位：円）

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1,090,588	0	221,412	221,412
1,090,588	0	221,412	221,412
242,301,015	0	3,119,985	3,119,985
242,168,990	0	3,016,010	3,016,010
28,916	0	86,084	86,084
103,109	0	17,891	17,891
658,805,000	0	0	0
658,805,000	0	0	0
0	0	1,000	1,000
0	0	1,000	1,000
0	0	2,000,000	2,000,000
0	0	2,000,000	2,000,000
902,196,603	0	5,342,397	5,342,397

歳入歳出差引残額　5,394,025　円

平成３０年８月１７日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長　豊田　稔

歳　入

款	項	予算現額
1　市町村負担金		53,500,339,000
	1　市町村負担金	53,500,339,000
2　国庫支出金		105,437,875,000
	1　国庫負担金	75,950,670,000
	2　国庫補助金	29,487,205,000
3　県支出金		26,162,632,000
	1　県負担金	26,162,631,000
	2　財政安定化基金交付金	1,000
4　支払基金交付金		127,896,342,000
	1　支払基金交付金	127,896,342,000
5　特別高額医療費共同事業交付金		91,756,000
	1　特別高額医療費共同事業交付金	91,756,000
6　財産収入		625,000
	1　財産運用収入	625,000
7　繰入金		2,068,712,000
	1　一般会計繰入金	658,805,000
	2　基金繰入金	1,409,907,000
8　繰越金		6,474,372,000
	1　繰越金	6,474,372,000
9　県財政安定化基金借入金		1,000
	1　県財政安定化基金借入金	1,000
10　諸収入		480,401,000
	1　延滞金、加算金及び過料	3,000

歳入歳出決算書

（単位：円）

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
53,244,646,582	53,244,646,582	0	0	△255,692,418
53,244,646,582	53,244,646,582	0	0	△255,692,418
108,377,278,944	108,377,278,944	0	0	2,939,403,944
79,440,010,202	79,440,010,202	0	0	3,489,340,202
28,937,268,742	28,937,268,742	0	0	△549,936,258
26,117,862,338	26,117,862,338	0	0	△44,769,662
26,117,862,338	26,117,862,338	0	0	△44,768,662
0	0	0	0	△1,000
128,131,871,000	128,131,871,000	0	0	235,529,000
128,131,871,000	128,131,871,000	0	0	235,529,000
82,366,096	82,366,096	0	0	△9,389,904
82,366,096	82,366,096	0	0	△9,389,904
624,358	624,358	0	0	△642
624,358	624,358	0	0	△642
2,068,712,000	2,068,712,000	0	0	0
658,805,000	658,805,000	0	0	0
1,409,907,000	1,409,907,000	0	0	0
6,474,372,898	6,474,372,898	0	0	898
6,474,372,898	6,474,372,898	0	0	898
0	0	0	0	△1,000
0	0	0	0	△1,000
718,971,922	585,619,873	24,997,669	108,354,380	105,218,873
3,079,830	3,079,830	0	0	3,076,830

歳　入

款	項	予　算　現　額
	2　預　金　利　子	14,377,000
	3　雑　入	466,021,000
歳　入　合　計		322,113,055,000

（単位：円）

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
14,523,590	14,523,590	0	0	146,590
701,368,502	568,016,453	24,997,669	108,354,380	101,995,453
325,216,706,138	325,083,354,089	24,997,669	108,354,380	2,970,299,089

歳　出

款	項	予算現額
1　総務費		722,129,000
	1　総務管理費	721,132,000
	2　賦課徴収費	997,000
2　保険給付費		313,792,891,000
	1　療養諸費	299,606,716,000
	2　高額療養諸費	13,037,725,000
	3　その他医療給付費	1,148,450,000
3　県財政安定化基金拠出金		81,346,000
	1　県財政安定化基金拠出金	81,346,000
4　特別高額医療費共同事業拠出金		91,956,000
	1　特別高額医療費共同事業拠出金	91,956,000
5　保健事業費		611,128,000
	1　健康保持増進事業費	611,128,000
6　基金積立金		287,088,000
	1　基金積立金	287,088,000
7　公債費		1,026,000
	1　県財政安定化基金償還金	1,000
	2　公債費	1,025,000
8　諸支出金		6,520,491,000
	1　償還金及び還付加算金	6,520,491,000
9　予備費		5,000,000
	1　予備費	5,000,000
歳出合計		322,113,055,000

（単位：円）

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
691,693,711	0	30,435,289	30,435,289
690,930,668	0	30,201,332	30,201,332
763,043	0	233,957	233,957
311,678,743,545	0	2,114,147,455	2,114,147,455
297,498,310,135	0	2,108,405,865	2,108,405,865
13,036,283,410	0	1,441,590	1,441,590
1,144,150,000	0	4,300,000	4,300,000
81,345,739	0	261	261
81,345,739	0	261	261
82,801,212	0	9,154,788	9,154,788
82,801,212	0	9,154,788	9,154,788
598,862,800	0	12,265,200	12,265,200
598,862,800	0	12,265,200	12,265,200
287,088,000	0	0	0
287,088,000	0	0	0
0	0	1,026,000	1,026,000
0	0	1,000	1,000
0	0	1,025,000	1,025,000
6,501,680,249	0	18,810,751	18,810,751
6,501,680,249	0	18,810,751	18,810,751
0	0	5,000,000	5,000,000
0	0	5,000,000	5,000,000
319,922,215,256	0	2,190,839,744	2,190,839,744

歳 入 歳 出 差 引 残 額　　5,161,138,833　円

平成３０年８月１７日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長　豊田　稔

議案第 13 号

訴えの提起について

別紙のとおり訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 8 月 17 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長　豊　田　　稔

（提案理由）

茨城県後期高齢者医療広域連合は、第三者行為による損害賠償請求権に基づき、損害賠償金を相手方に請求したが、請求金額の一部が支払われないため、訴えによりその支払いを求めるものである。

訴えの提起について

1　相手方

茨城県笠間市　個人

2　事件の要旨

(1) 平成29年2月2日茨城県後期高齢者医療被保険者(以下「被害者」という。)は、普通乗用自動車を運転中、相手方の運転する普通乗用自動車がセンターオーバーをしたため正面衝突をし、事故後重体となる。

(2) 茨城県後期高齢者医療広域連合は、被害者が相手方に対して有する損害賠償請求権を代位取得した。

(3) 茨城県後期高齢者医療広域連合は、相手方に損害賠償請求金を請求したが、請求金額のうち、4,914,160円については支払われなかった。

(4) 茨城県後期高齢者医療広域連合は、相手方に対し次の請求の内容により水戸地方裁判所に提起する。

(ただし、被害者の治療が継続しているため今後請求額が増える見込みである。)

3　請求の趣旨

(1) 相手方に対し損害賠償金の支払いを求めるもの。

(2) 上記の金額につき、訴状送達の日の翌日から完済の日まで年5分の割合で遅延損害金の支払いを求めるもの。

(3) 相手方に対し訴訟費用の負担を求めるもの。

4　訴訟遂行の方針

(1) 判決の結果必要があるときは、上訴する。

(2) 必要があるときは、適当と認める条件で和解することができるものとする。

議案第14号

茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて

茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年市町村指令第23号）第17条第２項の規定に基づき、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員のうちから、下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第196条第１項の規定により、議会の同意を求めるものである。

平成30年８月17日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長　　豊　田　　稔

記

氏　　名　　深谷寿一（ふかやとしいち）

生年月日　　昭和36年１月７日

住　　所　　ひたちなか市馬渡2894番地24

（提案理由）

平成30年３月２日に議会選出の監査委員が議員辞職した。よって、適任である深谷寿一氏を選任したいため、議会の同意を求める。

参　考

深谷寿一（ふかやとしいち）　氏略歴

平成 19 年 11 月　　ひたちなか市議会議員に当選

平成 29 年 12 月　　茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選

現在に至る

報告第２号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成 19 年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第 22 号）の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 30 年８月 17 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長　　豊　田　　稔

（専決処分の理由）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第１項の規定に基づき、茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定を専決処分した。

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第１項の規定に基づき、茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、次のように専決処分する。

平成30年7月31日

茨城県後期高齢者医療広域連合長　　豊　田　　稔

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

平成 30 年 7 月 31 日

条例第２号

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第１項第１号の２中「第 15 条第１項第４号」を「第 15 条第１項第６号」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、平成 30 年８月１日から施行する。